

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 12 月 26 日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎 安弘

岩手県教育委員会規則第 19 号

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表（第 2 条関係）							別表（第 2 条関係）						
学校名	区 分	教育の 対象者	部	課程 等	学 科	修業 年限	学校名	区 分	教育の 対象者	部	課程 等	学 科	修業 年限
岩手県立盲学 校	[略]						岩手県立盛岡 視覚支援学校	[略]					
岩手県立盛岡 ろう 聾学校	[略]						岩手県立盛岡 聴覚支援学校	[略]					
岩手県立盛岡 養護学校	[略]						岩手県立盛岡 となん支援学 校	[略]					
[略]							[略]						
岩手県立盛岡 高等養護学校	[略]						岩手県立盛岡 峰南高等支援 学校	[略]					
岩手県立みた け養護学校	[略]						岩手県立盛岡 みたけ支援学 校	[略]					
岩手県立花巻 養護学校	[略]						岩手県立花巻 清風支援学校	[略]					
岩手県立前沢 養護学校	[略]						岩手県立前沢 明峰支援学校	[略]					
[略]							[略]						
岩手県立気仙 養護学校	[略]						岩手県立気仙 光陵支援学校	[略]					
岩手県立釜石 養護学校	[略]						岩手県立釜石 祥雲支援学校	[略]					
岩手県立宮古 養護学校	[略]						岩手県立宮古 恵風支援学校	[略]					
岩手県立久慈 養護学校	[略]						岩手県立久慈 拓陽支援学校	[略]					
備考 1 [略]							備考 1 [略]						
2 岩手県立花巻養護学校の知的障害者、肢体不自由							2 岩手県立花巻清風支援学校の知的障害者、肢体不						

者及び病弱者並びに岩手県立一関清明支援学校の聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者は、別に定める場合に限り教育の対象者とする。

自由者及び病弱者並びに岩手県立一関清明支援学校の聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者は、別に定める場合に限り教育の対象者とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。